

第3回公営企業会計決算特別委員会会議記録

日 時 令和5年9月20日（水曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午後 1時51分 散会

付託事件

認定第2号

1 本日の会議に付した事件

(1) 認定第2号 令和4年度水戸市公営企業会計決算認定について

2 出席委員（11名）

委 員 長	鈴 木 宣 子 君	副 委 員 長	後 藤 通 子 君
委 員	中 庭 由 美 子 君	委 員	田 中 真 己 君
委 員	渡 辺 欽 也 君	委 員	打 越 美 和 子 君
委 員	マ ー サ ー 川 又 君	委 員	萩 谷 慎 一 君
委 員	森 正 慶 君	委 員	田 口 文 明 君
委 員	安 藏 栄 君		

3 欠席委員（1名）

委 員 須 田 浩 和 君

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

上下水道事業 管 理 者	荒 井 幸 君		
水 道 部 長	坪 貴 之 君	水道部参事兼 経 理 課 長	梶 山 哲 君
水道部技監兼 水道整備課長	杉 山 健 一 君	水道総務課長	畑 岡 正 彦 君
給 水 課 長	川 野 輪 俊 光 君	浄 水 管 理 事 務 所 長	林 忠 勝 君
下 水 道 部 長	松 葉 光 隆 君	下水道部技監兼 下水道整備課長	川 又 弘 一 君
下水道総務課長	大 谷 俊 君	下水道計画課長	久 木 崎 隆 君
下 水 道 施 設 管理事務所長	渡 邊 基 弘 君		

6 事務局職員出席者

法制調査係長	武 田 侑 未 子 君	書 記	昆 節 夫 君
書 記	久 野 琢 郎 君		

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第3回公営企業会計決算特別委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、須田委員が体調不良のため欠席との連絡がありましたので、御報告します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、認定第2号であります。

通告に基づく質疑

○鈴木委員長 それでは、昨日の委員会に引き続き、ただいまから認定第2号につきまして、通告に基づき質疑を行います。

初めに、須田委員の通告に基づく質疑につきまして、本日欠席のため行わないことといたします。

それでは、田中委員から発言を願います。

○田中委員 それでは、通告に基づいて質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、水道事業経営戦略の投資・財政計画と決算の比較について通告させていただきました。

追加資料で18ページに表をいただいております。

水道料金収入が最上段にありまして、財政計画と決算、それからその差額が出ております。その差が結構あるわけですが、その理由と、どういうふうに見たらいいか御説明をお願いしたいと思っております。

○鈴木委員長 畑岡水道総務課長。

○畑岡水道総務課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

田中委員の御質問にお答えいたします。

資料は、田中委員からあったように18ページになるんですが、令和4年度の投資・財政計画を比較させていただきますと、中段の収支の行になりますが、令和4年度の純利益の比率が約184.95%となっております。金額にしますと約2億8,000万円の増となっているところでございます。純利益が増加した理由としましては、投資・財政計画と比較しまして、給水収益が1億7,000万円程度増加したことであったり、修繕費、さらには工事請負費などの執行が減少したこと、入札差金などが挙げられるところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 この財政計画と連動してといいますか、令和2年に水道料金改定が行われました。11%、当時値上げをしたわけですが、その後、令和2年度もそうですが、令和3年度、この表で見れば、最上段のB引くAですけれども、約1億4,000万円、令和4年度は1億7,300万円ほど計画よりは決算が多いということで、昨日の質疑の中でも、関東近郊11中核市中2番目に高いという資料もありましたけれども、やはり市の財政計画からいっても、率直に言って値上げし過ぎたんじゃないかというふうに言えると思うんですが、この点はいかがでしょう。

○鈴木委員長 畑岡課長。

○畑岡水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

投資・財政計画は、令和元年度に策定をしてございますが、コロナ禍前という状況でございました。全国的にコロナ禍におきましては、ステイホーム、テレワーク等の影響がございまして、家庭の使用水量が伸びる傾向というのが見られてございます。本市も投資・財政計画策定時の予測よりも有収水量が伸びているという状況でございますが、それによって給水収益が増加したものと考えてございます。

したがいまして、改定時におきましては、想定がされない社会情勢などの変化もございまして、そういった要因をしっかりと捉えながら、料金算定期間となつてございます令和2年度から令和6年度までの間において検証をしっかりと行って、今後の料金の検討に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 もちろん社会経済情勢は変わりますので、計画どおりいかないこともあると思うんですが、むしろ市民の暮らしの実感としては、コロナ禍あるいは物価・原油高と厳しさを増しているのも、また、その関東近郊と比べても比較的高い状況にあるわけですから、一層の値上げということはしないように精査をしていただきたいと思います。

続いて純利益についてお聞きますが、追加資料17ページにいただいております。

これも今の話ともリンクしますけれども、令和2年度に料金改定があつて純利益が8億8,000万円という、前年度と比べて大幅に上がりまして、令和3年度、7億8,000万円弱です。令和4年度は6億円ということになっているわけですが、そのことから見ても、先ほど申し上げたような状況として言えるんじゃないかと思うんですけれども、この純利益の推移とその使い道について御説明いただけますか。

○鈴木委員長 梶山参事兼経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

純利益につきましては、料金改定に伴いまして、委員御指摘のとおり料金改定前より増額をしてございます。この純利益につきましては、財政計画のほうとそごがあるというような話がありましたが、財政計画におきまして、純利益につきましては5年間に必要な総事業費を確保するというところで、全体で見るというようなことから、水道の使用水量につきましても減少傾向にあるということで、やはりどうしても料金改定の前期の部分においては、純利益のほうがちよっと多めに出るというようなことは当初から想定をしてございました。

令和2年度から3年度には1億円程度、3年度から4年度につきましては1億7,600万円ほど純利益のほうが減ってございますが、ここの部分の純利益の使い方ということで申しますと、17ページに記載してございますとおり、令和4年度に関していえば、この純利益の6億円につきましては、減債積立金のほうに全額を積み立てるというようなことで考えてございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 建設改良積立金と減債積立金に回すというのが、これまでの経過でしたけれども、今回、令和4年度について言えば、建設改良積立金は全然積まないと。全部減債積立金にしたというのは何か理由があるんですか。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

水道部におきましては、建設改良積立金、こちらのほうは8億円を目標に積立てをしようと。それも8億円については、大きな災害が起こった際の対応ということで積立てのほうをするというようなことで、料金改定時に御説明をしまいいりました。令和3年度の積立て1億3,010万円を積み立てることによって、目標でありました8億円、この数値が積み立てられたことから、令和4年度におきましては、建設改良積立金への積立てを行わないという形での対応となります。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 簡単に言えば、料金改定に伴う黒字だと思うんです。ですから、今の生活状況を見れば、むしろ値下げできないかということをおきたいと思うんです。その財政状況に応じて、災害への積立てをすることですとか、借金を減らすための積立金に回すこと自体はもちろん必要ではありますが、いかに市民の生活実態に合った経営をするかということが非常に重要なんだということをおきたいと思えます。

次の質問ですが、企業債についてであります。

⑨の48ページ以降にずっと出ております。発行額や未償還額、それから利率が出ております。追加資料では21ページに、主な利率が高めのものを表にさせていただいておりますけれども、令和4年度の企業債総額と利率、また、利率ごとの返済状況をお聞かせください。

○鈴木委員長 畑岡課長。

○畑岡水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

委員のほうから御説明があったように、決算書で申し上げますと48から55ページに内訳のほうを記載してございますが、こちらをまとめました田中委員からいただきました請求資料のほうで御説明をさせていただきます。

表の右側の2つ目の欄になりますが、令和4年度末の利率別未償還残高219億8,356万8,236円の状況につきましては、4%台が1件で5,871万931円、3%台が7件で1億8,560万4,790円、2%台が34件で42億5,515万9,680円、2%未満が67件で174億8,409万2,835円となっているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 最近の利率がどうかといいますと、この⑨の最新のほうをちょっと見ますと、55ページ辺りです。0.04とか0.001というものもあります。今御説明あった高めのものを現在の利率に借り換えたとしたら、あるいは繰上償還したら幾ら軽減できるのか、その考えはないか、お聞かせください。

○鈴木委員長 畑岡課長。

○畑岡水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、高金利のものを借り換えたかどうかという影響額につきましては、決算書の49ページの上から6行目に、利率が4%台のものが1件残っているところでございます。こちらが償還の周期が令和7年3月

1日となっているところですが、こちらの債券の将来における利息支払い額が345万1,785円となっているところでございます。これを仮に、令和4年度に借りました最低利率の0.3%で、補償金免除で借り換えた場合には、将来におけます利息支払い額は22万847円となりますので、約320万円ほど減となる見込みでございます。

それで、借換えのほうはできないのかという御質問も最後にあったと思うんですが、借換えを行うには、現在の債券を繰上償還しなければならないという条件がございます。この繰上償還には制約がございまして、未償還元金と将来にわたって支払う予定であった利息相当額分の補償金を、一旦償還、お支払いを補償金としてしまして一度清算する必要がございます。そして、繰上償還を行う資金調達のために、新たな借入れを行う必要があるというところがございます。そのため、借り換えたことによりまして、新たな借入れに伴う将来の利息支払い額分が、丸々新しく負担になってしまうということから、経費的なメリットが生じない状況となっているところがございます。

以上です。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 制度の制約があるというお話でした。かつては国も補償金免除という制度を広くやって、水戸市も大分軽減した経過がありますけれども、ぜひ、引き続き国のほうにこれは求めていただきたいと思います。

次の給水件数の内訳については割愛させていただきまして、消費税の問題についてお聞きしたいと思います。

追加資料を24ページにいただいたんですけれども、ちょっとこれだけでは分からない部分があるので、特に聞きたいのは、市民の皆さんが払う水道料金に係る消費税額というのはどうなっていますでしょうか。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 それでは、別の資料を見ていただきたいと思います。9月4日の初日にお配りしております決算参考資料というのがございます。これの水道部のほうの5ページをお開き願います。

こちらは収益的収入及び支出の収益的収入の表になってございまして、水道事業収益の営業収益、こちらに給水収益という目がございます。表、上から3番目になりますが、これの5ページの右端、一つの表の中に3段の数字が入ってございます。上から消費税及び地方消費税を抜いた額、真ん中が消費税及び地方消費税の額、そして、一番下の段がそれを含む額となっております。

今回、田中委員御質問の水道料金に係る消費税の額につきましては、この給水収益の欄の真ん中に記載しております5億1,423万7,422円が、水道料金に係ります消費税及び地方消費税額となっております。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 毎回聞いているんですけれども、令和元年10月に消費税が8%から10%に上がりまして、翌令和2年度に水道料金が11%上がったということで、生活に欠かせない水道に関しては、消費税を課税すべきじゃないんじゃないかということ申し上げてきましたけれども、この負担の増加傾向を見ますと、やはりそういうことが言えるんじゃないかと思いますが、市の見解を聞きたいと思います。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

水道水に係ります軽減税率と申しますか、消費税を賦課しない、この部分につきましては、国のほうで水道水につきましては、軽減税率の対象となっておりません。

したがって、水道料金に係る消費税については、市民の皆さんからお預かりしても、お預かりしなくても、国のほうに納付はしなくてはならないことになるような形になっています。私どものほうで賦課しない場合には、水道事業の収益の中から消費税相当分を支払うことになりますので、ちょっとその部分につきましては難しいところがございます。市民の皆さんからお預かりした消費税、これはそのまま国のほうに納めるような形になっておりますので、御理解のほうをお願いいたします。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 私は、生活実感から申し上げているつもりなんです、水道料金消費税、また昨今の物価高騰という中でありますので、負担軽減策をぜひ考えてほしいと思って申し上げました。

次の質問にいきますが、県中央広域水道に係る部分であります。

追加資料で、25、26、27ページとあります。⑨でいうと31ページに関連するところ、業務量が出ているので、それについて関連して聞きたいと思います。

まず、25ページに受水量と受水費というのが出ております。私どもは、受水そのものの必要性がないんじゃないかということを申し上げてきたんですけれども、まず、内訳として常澄、内原の状況を御説明、また受水費の額について御説明をお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 田中委員の御質問にお答えいたします。

請求資料の25ページを御覧願います。

県中央広域水道用水供給事業から常澄配水池及び内原配水池で受水を受けております。

令和4年度に関しましては、常澄配水池で年間当たり10万9,200立方メートル、内原配水池については10万9,280立方メートルを受水しております。常澄、内原合わせた数字といたしまして21万8,480立方メートルを県から受水しております。

この受水費についてなんです、常澄、内原合わせての基本料金として1億1,494万6,080円、またその使用料金については1,420万1200円でございます。合わせまして1億2,914万7,280円となっております。

以上です。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 基本料金の割合が非常に高いと思われますが、何%なのかということと、過去、受水開始以来の累積の受水支払い総額は幾らなのでしょう。

○鈴木委員長 林事務所長。

○林浄水管理事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

受水費に対しましての基本料金の割合なんですけれども、おおよそ89%になります。

もう一つ、これまでの支払った総額なんですけれども、請求資料25ページの上の段の合計のところ、42億4,668万7,110円になります。

以上です。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 それで、1立米当たりというふうに直しますと、合計額の1億2,900万円強を受水量、日量大体600トン、年間合計21万8,480トンですけれども、大体590円、591円くらいなんです。市の供給単価180円、給水原価173円と比べると3.3倍から3.4倍ということで、非常に高いということが言えると思うんです。

これにあわせて水戸市の施設能力との関係でどうなのかということを、次、聞きたいんですけれども、この27ページに出ています施設能力と令和4年度の実績を御説明ください。

○鈴木委員長 林事務所長。

○林浄水管理事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

施設能力について、請求資料の27ページを御覧願います。

水戸市の水道施設の施設能力についてですが、開江浄水場については、1日当たり6万4,750立方メートル、楮川浄水場については、1日当たり6万6,000立方メートルの施設能力がございます。足しますと13万750立方メートルの施設能力がございます。

令和4年度の実績についてですが、令和5年1月26日に最大の配水量を記録しております。その際は、開江浄水場で5万5,085立方メートル、楮川浄水場で4万770立方メートル、足しまして9万5,855立方メートルを生産しております。そのときに、県から常澄、開江合わせまして600立方メートルを受水しておりますので、最大、達した配水量としましては、9万6,455立方メートルとなっております。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 それで、今の27ページの表で端的に言いますと、現況施設能力の小計①、水戸市単独分で13万750立方メートルありますと。1日最大配水量の合計①プラス②、右の下ですけれども9万6,455立方メートルであるということで、大体74%だと思うんです。

つまり、4分の1は水戸市単独でも賄えるくらいの1日最大配水量であるということが言えると思うんですが、26ページに、内原と常澄に開江と県からどれくらい水が行っているかというのが出ていますけれども、私は、開江から送る分で十分、県水分をカバーできるんじゃないでしょうかというふうに思いますし、やはり受水の必要性がないんじゃないかというのは、この結果からも言えるんじゃないかと思うんですけれどもいかがかということと、あわせて、先ほど非常に料金が低いということを申し上げました。水戸市も繰り返し値上げしないでくれという要望をしてきたと思うんですけれども、そういうことを令和4年度はされたのかどうか、あわせてお聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 林事務所長。

○林浄水管理事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

請求資料の26ページにありますとおり、開江浄水場からの送水で、常澄と内原分もカバーできるのでは

ないかという話だったんですけれども、私どもといたしましては、常澄浄水場及び内原配水池は浄水場から遠い距離にある配水施設でありますので、事故が起きた際などの送水が、今度、なかなかコントロールしにくくなる施設ということが言えます。そういったことを考えまして、複数水源の一つとして、水戸の浄水場から送れないときに県の浄水場からお送りいただくという考えの下、今までも県からの受水を受けてきたところであります。

県への料金の要望については、また別にお答えいたします。

○鈴木委員長 畑岡課長。

○畑岡水道総務課長 田中委員の御質問のうち、料金が低いという部分についてお答えいたします。

県の受水料金について、中央広域が他の用水供給事業に対しまして高いというのは、十分に我々も認識しているところございまして、本市が属します茨城県中央広域水道建設促進協議会におきまして、昨年、令和4年8月30日に要望活動を実施してございます。

内容といたしましては、ちょうど今、設定しております県の料金の算定期間が、令和2年度から令和4年度までの3か年となつてございましたので、最終年度を迎えるという昨年度、要望を行ったところでございますが、用水供給事業者間の料金格差の緩和を解消してほしいという要望を実施したところでございます。

それに対しましては、令和4年12月に県企業局より回答がございまして、燃料費高騰が継続するか不透明なため、当面の推移を見極めることとし、料金見直しを1年間延長しますというような旨の回答があったところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 要するに、常澄、内原は遠いので複数水源という御説明がありましたけれども、遠さでいえば、県の浄水場は那珂市ですから、そっちのほうの方が遠いんですよ。しかも3.11のときにひどく損傷して復旧が遅れたのが常澄地域でありました。そういう教訓からしても、水戸市自前の水道の活用をしてほしいということを申し上げたいと思います。

それから、令和5年度の県水の中央広域の値上げは、料金改定は見送られたということですが、やはりまた次年度どうなるか分からないということもありますし、今回、経営一体化には参加しないという決断をされましたので、これとあわせて受水の中止と県中央広域からの離脱を求めたいと思います。

次の質問にいきます。

広域化プランについては、割愛をさせていただきまして、給水原価、供給単価の推移についてであります。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、参考資料の2ページにグラフとともに供給単価、給水原価が出ております。それぞれ上がっているんですけれども、令和3年度と比べまして。参考資料2ページの一番下の表ですけれども、この理由と、どういうふうに考えているかお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木委員長 畑岡課長。

○畑岡水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

9月4日にお配りしております決算の参考資料2ページの下段になりますが、令和3年度の供給単価が179.14円に対しまして、令和4年度、180円17銭ということで、1.03円の増加となっております。

ところでございます。こちらにつきましては、給水収益、有収水量ともに令和3年度から減少してございますが、有収水量と比較しまして給水収益の減少率が小さかったために、供給単価が増加したものと考えているところでございます。

また、給水原価につきましては、令和3年度が163.48円、令和4年度173.61円ということで、10.13円の増加となっているところでございますが、こちらにつきましては、燃料調整費等の高騰による動力費の増加などが引上げになった要因と考えているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。電気代高騰など、様々な影響を受けていると思いました。

この円グラフの中でも受水費が4円51銭、2.6%を占めております。そこがなくなれば、より原価は下げられるということを改めて申し上げておきたいと思います。

次の質問ですが、職員体制についてということで通告させていただきました。

追加資料の28ページいただきました。

まず、定数と年度末の差の理由と、それから年齢構成をいただきましたけれども、何か課題はあるでしょうか。市でお考えのことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木委員長 畑岡課長。

○畑岡水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

まず、資料28ページの上段の表、令和4年度の定数114に対しまして、年度末の職員数が112という状況につきまして、2名減になってございますが、こちらは退職に伴いまして2名、年度末に減となっているところでございます。

続きまして、中段の令和4年度末の職員の年齢構成についてでございますが、令和4年度末の5歳ごとの年齢構成は、40歳から44歳、45歳から49歳までの職員数が、それぞれ27名と最も多くなってございまして、水道部職員全体のおおの24.1%を占めている状況でございます。逆に、55歳から59歳までの職員数が4名と最も少なく、3.6%となっている状況でございます。

ここにつきましては、年齢構成の比率がアンバランスになっているという課題は十分に取られてございますが、なかなか市長部局も含めてこういった年齢構成で、今、職員の実態があるところでございますので、今後、採用計画におきましては、退職数の動向を見通した上で、各職種の業務量の推移や年齢構成の平準化などを勘案しつつ、中長期的な観点から新規採用者をはじめとする採用の在り方について検討していく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

次に、下水道事業のほうの質問に移ります。

ごめんなさい、9と10は中庭委員とちょっとかぶっているので割愛させていただきます。

下水道使用料と消費税、受益者負担の収納及び滞納処分についてということで通告をさせていただきますし

た。使用料の収入の推移については、追加資料の４ページに資料をいただいております。また、先ほどと同様、市民が支払う下水道使用料に伴う消費税について御説明をいただきたいと思います。

○鈴木委員長 大谷下水道総務課長。

○大谷下水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

下水道部提出の請求資料の４ページを御覧願います。

上段の表が、使用料の５年間の推移となっております。令和４年度の収納状況は一番右の列でございますが、現年度、過年度分の調定額の合計は４０億８,３３０万１,９８８円、収入済額は３６億２,２８４万１,７２４円となっております。収納率は８８.７％となっております。令和３年度と比較して０.１％の向上となりました。

また、その下の資料になりますが、下水道使用料に係る消費税の５年間の推移につきましては、令和４年度の現年度分の下水道使用料調定額が３６億２,７６５万８,７９４円となりまして、このうち消費税額は３億２,９５０万９,７７４円となります。

以上でございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 下水道使用料の収入の推移について見ますと、こちらも直近のは見送ったりしていますけれども、３年ごとに改定するという基本方針の下でやってきたと思うんですが、その計画と比べてこの収入状況というのはどうなっているのでしょうか。

○鈴木委員長 大谷課長。

○大谷下水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

こちらの資料ですと特に出てこないんですが、前回の下水道使用料の改定は、平成２８年度に増額の改定をさせていただきまして、その改定の検討は２７年度、前年度だったんですが、その時点において３年ごとの見直しを今後していきますという見通しの下で改定をさせていただいておりました。ただ、その後、消費税の増税やコロナ禍の状況に入ってしまったので、その後、３年ごとに予定していた使用料の見直しについては見送りとなっております。

ただ、一般会計から頂いている繰入れの見直しにつきましては、その改定をした当時の見通しの額に沿った形で、今、減少が続いているというような状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 繰入れについては、ちょっと後で聞きたいと思うんですが、やはり水道で言ったのと同じですけども、経済環境の悪化、生活実態の厳しさが増しているという中ですので、使用料の再改定、値上げということについては、やはりするべきじゃないんじゃないかということを申し上げておきたいと思います。

負担に関わってもう一つ、受益者負担金のことなんですけれども、これは資料は５ページに出ております。これも区域の拡大に伴って増えていくのかなというふうに思ったんですが、令和３年度と比べると調定額も収入済額も若干減っているということがあるようですけれども、その状況の説明と、それから差押えも２件やっているようですが、どういう状況でそこに至るのか御説明いただきたいと思います。

○鈴木委員長 大谷課長。

○大谷下水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

同じく下水道部提出の請求資料の5ページを御覧願います。

こちら5ページが、受益者負担金の収納状況について示したものとなっております、先ほど御質問いただきました令和3年度と令和4年度の比較でいかせていただきますと、まず一番上の調定額の部分で、令和3年度の調定額が1億1,406万6,957円であったのに対し、令和4年度は1億326万3,401円と減少となっております。

こちらの減少の理由につきましては、令和3年度におきましてちょっと賦課を見送っていたエリアを一気に受益者負担金の賦課を行ったため、この年度においては、令和3年度が特に伸びているという状況でして、その後、令和4年度はそのような大きな賦課はなく、通常の整備に伴う賦課のみになったため、前年度と比較しますと額が下がっているような状況となっております。

また、下の滞納処分の状況につきまして、令和4年度におきまして差押えが2件ございましたが、こちらにつきましては、基本的に差押えについては財産調査を行わせていただきまして、その財産があった方につきましては、差押えなどの手続を取らせていただいているところでして、この2件の内訳としましては、預貯金、預金の差押えが1件、不動産の差押えが1件となっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 推移は分かりましたけれども、差押えのことですが、基本的に下水道は生活環境を改善するために推進をしている事業であって、接続してお客さんになっていただくというのが主目的といいますか、それが大きな役割だと思うんです。そうしますと、そういうふうには財産まで差押えしてしまうということになると、むしろそれを阻害しちゃうんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういう意味では差押えなどという手法は取るべきじゃないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 大谷課長。

○大谷下水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

受益者負担金の差押えにおきまして、財産があるにもかかわらず納付しない方を放置する形になりますと、やはり納期限までに納付された多くの方の不公平感を生む形になりまして、行政の信頼を損なってしまうと考えております。今後におきましても、受益者の方の間の公平性の確保と下水道事業会計の経営の健全性の確保のため、法令に基づき滞納整理を進めてまいりたいと考えております。

なお、個別の事情がある方につきましては、生活状況や収入状況の聞き取りや財産調査を行いまして、必要に応じて分納の対応などを行っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 もちろん私も公平性は大事だと思っていますし、そう思いますが、ただ、差押えというふうな形になった結果、接続されるのかということ、そういうことにならないんじゃないかなというふうに思うので、その手法については見直しを求めたいと思います。

一般会計の繰入金のことを通告しております。

資料はこちらも1ページ、一番前のページにいただいておりますけれども、昨日もほかの方の質疑があったんですけれども、私が聞きたいのは、令和4年度、前年度比で、一番上の段で言えば47億8,300万円ですけれども、マイナス9,300万円ということで、一般会計についての繰入れの考え方というのを、昨日御説明いただいたと思うんですけれども、やはり私どもは下水道使用料、この間は料金改定を見送っていますけれども、既に結構な高さになっている中で、水戸市自身が他市と比べても後発といいますか、整備が遅れた自治体であって、その中で一般会計の繰入れをどんどん減らしてきたわけなんですけれども、それ自体は、減らさなければ市民負担を増やさずに済んだんじゃないかということを申し上げてきました。そのことの関係で、基準内、基準外のこの推移についての説明を改めていただきたいというふうに思います。

特に、平成18年から21年頃の集中投資の返済が、この企業債利息等に負担がかかってきているわけで、基本的な下水道という生活インフラの整備ですから、一般会計を繰り入れることに何ら問題はないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その考え方も含めてお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木委員長 大谷課長。

○大谷下水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

田中委員からも御指摘のありました集中投資期間につきましては、市民からの要望に応える形で、市議会からも賛同をいただいて整備を進めたものでございまして、その結果、企業債の償還額が膨らんだという状況ではございます。ただ、その償還に対する一般会計の繰入れにつきましては、令和4年度につきましても一般会計から多額の繰入金によって、基準外の繰入れも含めまして多額の繰入れによって下水道使用料の不足をも補っております。そのことはほかの一般行政経費に大きな影響を与えてしまうものでありますので、受益者負担の適正化を図り、繰入金の削減に取り組んでいかなくてはならないと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 いつも同じようなやり取りなんですけれども、普及率がここまで上がってくるといって言えば、私は道路とか学校とか同じような公共インフラだと思っているので、その点は全て受益者負担ではないけれども、そういうふうに負担が上がるようなことにつながる一般会計の繰入れの減というのは、やはり見直すべきじゃないかなということを申し上げておきたいと思います。

次が、水戸市浄化センターと那珂久慈流域下水道の処理及び負担金についてということで通告をさせていただきました。

これは、追加資料7ページにありますけれども、まず、このそれぞれの区分ごとに実績等について御説明いただけますか。

○鈴木委員長 渡邉下水道施設管理事務所長。

○渡邉下水道施設管理事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

請求資料の7ページの上段の表をお開き願います。

水戸市浄化センター、那珂久慈浄化センターの処理能力及び過去5年間の日平均処理水量について記載しております。水戸市浄化センターは、日平均処理能力は6万2,800立方メートルで、那珂久慈浄化セン

ターは10万6,050立方メートルでございます。

次に、過去5年間の推移であります。令和4年度の日平均処理水量は、水戸市浄化センターが5万2,655立方メートルでございます。那珂久慈浄化センターにつきましては、水戸市以外の団体も含めた全体の日平均処理水量は10万3,950立方メートルでありまして、そのうち水戸市分の日平均処理水量は2万4,501立方メートルでございます。前年度と比較いたしますと、水戸市浄化センターの日平均処理水量は減少しておりますが、那珂久慈浄化センターにおける水戸市分の日平均処理水量は増加している状況であります。

令和3年度は、雨の降水量が多い年でして、雨も含めた処理を伴う合流式下水道の水戸市浄化センターは、雨天時汚水量が増加した年だったために、比較いたしますと令和4年度は日平均処理水量が減少しております。一方で、那珂久慈浄化センターは分流式下水道でありまして、降雨の影響を受けにくく、整備面積の増加によりまして日平均処理水量が増加したためと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 前も、若宮の水戸市浄化センターに余裕があるのであれば、那珂久慈に流さなくてもいいじゃないかと申し上げたことがあるんですけども、区域が違うんだということを言われました。

那珂久慈流域下水道なんですけれども、この下段のお金の話なんですけれども、管理負担金が米印で単価変更と、令和4年度から単価変更になったということで大分上がっていますよね。4,600万円ぐらい上がっていると思うんですけども、その理由と経過を御説明いただけますか。

○鈴木委員長 渡邊事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

請求資料7ページの下段の表を御覧ください。

令和4年度における那珂久慈流域下水道の運営維持管理費に要した維持管理負担金は、税込みで5億9,942万円でございます。前年度と比較しますと、田中委員が言われたとおり負担額が増加しております。この経緯につきましては、負担金の単価の値上げによるものなんですけれども、詳しい経緯を御説明いたします。

まず、那珂久慈流域下水道の維持管理負担金の単価につきましては、関係市町村などで構成される那珂久慈流域下水道推進協議会における協議によりまして、原則、単価の見直しに関しましては、5年ごとに見直しを行うとされておりまして、前回の単価が平成29年度から令和3年度までの適用になっておりますために、令和3年度に見直しが行われたものです。今回の見直しにおきましては、令和4年度から令和7年度の4年間の単価設定になっております。

また、令和4年度から単価が増額となった理由につきましては、維持管理負担金——那珂久慈の経営の中で赤字が出ないような収支計画を4年間分で最初に立てるんですけども、維持管理負担金の増加や公債費の増加などが上げられております。今回の単価の適用期間ですけども、先ほど言いましたように令和4年度から7年度の4か年となっております。

構成団体につきましては、水戸市のほか、日立市、ひたちなか市、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、大

洗町、城里町、東海村、ひたちなか・東海広域事務組合でございます。

今回４年間と私言いましたけれども経緯がありまして、前回の単価設定のときに、県と地方公共団体の単価の協議が長引いたために、本来の改定時期よりも１年遅れて維持管理負担金の単価設定となってしまいました。単価の見直しにおきましては、原則、先ほど言いました５年なので、次回以降の単価改定時期を本来のスケジュールに戻すために、今回の負担金単価の算定期間を１年短縮して４年間としたものでございます。

結果的に、令和４年度から１立米当たりの処理単価は、令和３年度に比較いたしまして１立米当たり４．４円の値上げとなっております。

概算で水戸市の影響額につきましては、単価の見直しがなかった場合と比較いたしますと、税抜きで約４，０００万円程度の値上げとなっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 もう時間もなくなってきましたんですが、最後にしますけれども、その値上げをされると困りますよね。ということで、水戸市としては何かそれに対して異議を申し立てたりはしなかったんでしょうか。それと、令和７年度、これは先の話なのでやめますが、４０００万円規模の負担増になってしまうと、下水道経営に与える影響も非常に大きいと思うんですけれども、したがって、先ほど申し上げたような水戸市浄化センターの活用だとかというようなことも含めた検討をすべきじゃないかと思うんですけれども、まず、この料金改定に対して水戸市はどういう主張、立場を取られたのかということと、今後の、那珂久慈流域下水道へ行くというのは水戸市の南部ですか。千波より南でしたか、桜川より南でしたか。そちらはむしろお客さんが増えていく地域なのかなと思うんですけれども、そういった今後の見通しも含めて、最後、お聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 今後の見通しについては、お答えできる範囲でお願いしたいと思います。

渡邊事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

水戸市も令和３年度時点であっても、今回の値上げになる方向性の協議に関しましてなかなか納得ができず、水戸市の、例えば資産管理の補填金なんかも入っていますので、水戸市ではストックマネジメント計画を国のルールに基づいてつくっているんですけれども、県にもストックマネジメントがありまして、県と水戸市のストックマネジメントの動向を考えますと、なかなか県のほうが何か緩いような感じもしますので、なかなか水戸市的には何回も協議を行って、そんなに簡単には値上げは駄目ですよって言ってきたんですけれども、今回のその那珂久慈流域下水道推進協議会におきまして、負担金単価につきまして、なかなか各市町村の動向もありますので、最終的には令和３年度に、１０市町ありますので、多数ということで水戸市も、泣く泣くといいますか、賛成をしてきたところでございますが、今後の那珂久慈の収支計画とか考え方に関しましては、今後も詳細にその動向を注視しながら、次回の値上げにもつながらないように、できれば安くなるように協議を進めていきたいと思っております。

また、最後に、那珂久慈流域下水道に流す公共下水道の場所でありますけれども、１号から４号公共下水道もありますけれども、３号に関しましては那珂久慈部分に流すことになってございますので、水戸市浄化

センターの分が余っているからといって、設計図がもともと違いますので、3号の部分を1号に流すということは根本的にございません。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですね。

それでは、田中委員の通告に関連する質疑がありましたら発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員 以上で、田中委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

次に、中庭委員から発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 では、質問させていただきたいと思いますが、市民の負担が少ないような形で、水道事業を適切に行っていただきたいというのは、私だけではないと思います。それを根底に置いて進めていきます。

それでは、安全で安心な水道、安定的な供給、市民サービスの視点から質問していきます。

まず、請求資料の2ページと19ページです。

鉛管と石綿管の年間の取替え状況、昨日、森委員とマーサー委員が質問されましたので、私のほうからは、100%を目指すために、年間の取替えのための工事には優先順位があると思うんですけれども、そこをお聞かせください。お願いします。

○鈴木委員長 川野輪課長。

○川野輪給水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

地区の優先順位ということですが、宅地分譲の団地や同一路線上に複数存在しているなど、集中している地区などを優先的に行っております。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今後とも引き続き100%を目指してお願いしたいというところです。

では、次の質問、漏水調査について。

請求資料の20ページです。

この調査ですが、8年周期で実施しているとお聞きしましたが、令和4年度はどのように実施しているのか、執行状況について具体的に教えてください。

○鈴木委員長 川野輪課長。

○川野輪給水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

令和4年度における調査につきましては、市内を46地区に分割し、8年周期、年次計画の下、専門の調査業者に委託し、調査を実施しております。

実施の状況でございますが、令和4年度の予算額3,178万8,000円に対しまして、決算額3,321万4,750円となり、執行率104.5%でございます。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 8年周期、46地区ということで、今、予算と決算額の話が出ましたが、104%、この理由

を教えてください。

○鈴木委員長 川野輪課長。

○川野輪給水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

104.5%になりました理由といたしましては、この漏水調査というのは業務委託費になりまして、業務委託費の大部分は人件費の割合が占めております。その中で人件費の高騰により増加したものと考えております。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。

次に、資料の22ページ、23ページ、水道料金の給水停止件数と停止基準についてです。

給水の停止基準については、昨日、ほかの委員さんから質問がされていた、あと22ページも記載されているので私からは省きます。給水停止の件数、これに関連して3点の質問です。

資料の22ページですが、令和4年度、2,113件、給水停止件数があつて、令和3年度、1,971件、この件数の推移についてどのように考えていますかというのと、もう一つは、2点目の質問は、生活保護世帯の給水停止件数、分かる範囲内で教えてください。

あと3点目、コロナ禍で水道料金の徴収猶予が行われましたが、今まで支払いを猶予されていた方の支払い状況、現在どのようになっているのか教えてください。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

まず最初の質問になりまして、停止件数が前年より増えているというような状況について、どのように考えるかというような御質問だと思います。

まず、一番左側の欄、給水停止予告書の欄を見ただきますと、令和3年度より令和4年度のほうが減っております。これは対象となる方は減ってはいますよという数字になります。ところが、Eの欄の給水停止の執行件数、こちらは増えてございます。

このことは、給水停止を実施する前に予告書の配付を私どものほうで行います。それで連絡をいただいたり、あとは当日訪問をして対象の方とお会いしてお話ができる、ここで納付を基本的には全額いただくんですけれども、それはかなわないよという方については、分納の誓約をいただいたりしますと、給水の執行停止というのは行いません。

今回増えているのは、ちょっと連絡のほうが取れなかったような方が例年よりも多くて、どうしても執行の停止のほうをせざるを得なかったというようなふうに私どものほうでは考えてございます。

次に、2点目の御質問で生活保護の受給者の人数についての御質問があつたかと思えます。

令和4年度におきまして、対象となった方につきましては4名と私どものほうで把握してございます。

そして、最後にコロナの猶予関係です。こちらの御質問がございました。

新型コロナウイルス感染症に伴いまして、支払い猶予の制度を設けました。これは約2年間実施をしまして、既に終了してございます。申請のあつた件数につきましては2年間で130件ございまして、そのうち終了時期を迎えましたので、その申請者の方に私どものほうから御連絡を差し上げました。猶予でございま

すので、今度どういうふうな形でお支払いをしていただけますかというような形で、一括ではなかなか難しいので、皆さん分納のほうで支払いをしていただいております。

現在、金額的に申しますと、猶予の対象額がおよそ1,760万円ございまして、順々にお支払いをしていただいております。令和4年度末現在では、650万円弱がまだ猶予のほうになってございます。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 先ほど田中委員のお話でもありましたが、市民目線ということで生活が大変な状況はまだ変わりません。水道は命に直結するライフラインなので、この情勢の中で大変な世帯も今後増えていくと、水戸市は給水停止すべきではないと意見させていただいて、滞納せざるを得ない市民へは、丁寧な相談と支援をお願いしたいと思います。

では、次の質問です。資料の23ページです。基本水量についての質問です。

基本水量のみで暮らしている世帯が全体の26.7%いらっしゃいます。これは核家族や独り世帯の増加、そして家電の節水機能の向上もありますし、そもそも家計が大変で水を節約しているという影響ではないかと思いましたが、使用料が約6立方メートルに満たない世帯が全体の約4分の1いらっしゃると、ほかの自治体では、基本水量を廃止した自治体もありますが、水道料金収入の全体にも関わってくると思います。使用した分だけ払うとか、また、あと基本水量6立方メートルをもっと少なくしてはどうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

令和4年度末におきまして、給水件数のほうが14万1,842件ございます。委員御指摘のとおり、基本料金のみの方も約27%いるのが現状でございます。

基本水量のみの方の割合を見ますと、やはり料金改定のときに基本水量の考え方を見直しておりますので、令和元年度までの割合としては30%強、そして、令和2年度の料金改定にあわせまして、基本水量をこれまでの8立方メートルから6立方メートルに変えました。これで25%ぐらいです。3か年平均いたしますと。これぐらいの割合に変わってございます。

基本水量につきましては、料金改定を令和2年度に行っていますけれども、その前の料金改定も実はやっていまして、それまでは10立方メートルでございました。

これは基本水量というのは、やはり料金の算定に大きな影響を与える項目でございます。したがってその基本水量の考え方というのは、料金を、どのような形でお預かりしてくるかという問題に直接関わってまいりますので、料金の改定時に十分に検討して、その基本水量が、先ほど委員御指摘のとおりゼロの市町村もあるかと思います。私どものほうとして、ゼロだからどうだっていうのは——やはり私ども水道施設は装置産業で、その施設をまずは布設しなくちゃいけないわけで、これについてやはり使っている方、使っていない方、使える権利を持っている方というのはあるわけですから、その辺の負担については十分な検討が必要だと思いますので、次期の料金改定の際に、その基本水量の在り方等も十分に検討をしていく予定でございます。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 基本水量の考え方、そして、だんだん減っているということが分かりました。ありがとうございます。

次に、災害時の対応ということで、資料の29ページをお願いします。

昨日のほかの委員さんからの質問の答弁でもありましたが、震災後の対応として、耐震型循環式飲料水貯水槽が4基から10基に増えた。そしてまたその災害時の対応として、仮設の給水所が現在34か所、基幹管路の耐震適合率が54.6%ということですが、そして、令和4年度、笠原中学校に耐震型循環式飲料水貯水槽が設置されました。4基から10基に増えたということですが、今後これ以上増える可能性があるのかということと、あともう一つ、水道部には市民センターの災害連携、そして訓練について実施したことがあれば教えてください。

○鈴木委員長 答えられる範囲で。

畑岡課長。

○畑岡水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の耐震貯水槽の増設はどうかという点でございますが、こちらにつきましては、総合計画や水戸市の水道事業基本計画にも位置づけをいたしまして、災害時における生命維持に必要な飲料水というものが、国におきまして給水目標水量としまして、1人1日3リットル、3日分と定めてございます。

こちらを基に、人口集積度が高い地域について、大容量の耐震貯水槽を設置して対応してきたところでございますが、ある一定の整備、給水タンクというものを、仕組みをつくって、各市民センター34か所に配備したという説明をさせていただいたと思いますが、その給水タンクと耐震貯水槽を合わせることによって、そちらの国の指針をある程度満たすということが、今回、計画で位置づけて達成したところでございますので、そういったところからハード的な耐震貯水槽の整備については、当面行わない予定でございます。

また、市民センターにおける応急給水訓練の実施状況でございますが、令和4年度におきましては、全市民センター34か所におきまして訓練を実施しまして、対象としましては市民センター所長や避難所指定動員の職員を対象に行ったところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 ありがとうございます。

災害となるとこの市民センターが基本になってくると思うんですが、地域、そして関連団体との連携による訓練の実施、これは今までも実施されていたと思いますが、1回で終わるということはないと思うんですけれども、今後も継続して実施していただいて、いざというときに備えていただきたいと思います。

次の質問です。給水拠点についての質問です。資料の30ページです。

給水拠点、現在、市内で11か所ありまして、災害時で今ちょっと考えたんですけれども、内原地域、そして常澄地域に手薄な給水地点の印象を受けましたが、これは先ほどの答弁でもありましたが、人口のこの割合で考えているということなののでしょうか。

○鈴木委員長 畑岡課長。

○畑岡水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁でも話させていただきましたが、その区域にお住まいの人口の集積度に応じて設定してございます。基本的には、各市民センターに配備しました給水装置、給水のタンクで対応ができる分についてはそれに対応するというようにしてございますが、どうしてもそれで賄えない部分で、1人1日3リットルの水を確保できないという地域については、耐震貯水槽を設定してございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 ありがとうございます。

1人1日3リットルということで、人口の多い少ないにかかわらず、災害対応に向けて、市内の全域で今後の整備をまた拡充していただきたいと思います。

次は、放射線検査についての質問です。

請求資料の31から33ページですが、放射線の検査、水質検査は平成23年5月9日から検出せずです。次のページの32ページ、汚泥の放射性物質の検査結果についてですけれども、4月26日、放射線セシウムが54と、5月10日では放射線セシウムが56、放射性濃度の合計値の8,000ベクレルというのがありますが、それ以下ではありますがこの数字が出ていますので、この見解を教えてください。

○鈴木委員長 林事務所長。

○林浄水管理事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

請求資料32ページの汚泥の放射性物質の検査結果についてだと思います。

令和4年度で申しますと、開江浄水場の汚泥で56ベクレルで、楮川浄水場の汚泥で9ベクレルの放射性物質が検出されております。

こちらの放射性物質が検出された元なんですけれども、水道水をつくる際に河川の水を取水しまして、それから土砂とかを除去しまして水道水を作っております。その除去した土砂などに含まれているものが、この56であるとか9ベクレルのセシウムが検出されております。

こちらについては、資料の下段にあります8,000ベクレルというのが、仮に処分をする場合は8,000ベクレル以下でなければいけないということと、この汚泥は建設の盛土などに再利用しております。その際は100ベクレル以下でないといけないという決まりがございまして、今年度、前年の令和3年度に対しても100ベクレル以下でありますので、問題のない状況であると考えております。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 ありがとうございます。

この費用なんですけれども、請求資料の33ページ、原子力損害の賠償に関する法律に基づき請求したと記載されてあるんですが、水戸市は毎月1回検査されているのでしょうか。その補償の基準というのがあると思うんですけれども、そちらと絡めて教えてください。

○鈴木委員長 林事務所長。

○林浄水管理事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、水戸市の検査の頻度なんですけれども、1か月に1回検査を行っております。

また、補償に関しましては、現在、3か月に1回の検査頻度について補償されている状況でございます。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 東電の補償の基準が3か月に1回、水戸市は月に1回は実施されているということで、今後とも安心、安全な水を提供するために検査を続けていただきたいと思います。

それでは、下水道事業に移ります。下水道ですが、公衆衛生と安全を提供し、環境へ配慮した下水道事業の視点から質問をしてみたいです。請求資料の6ページです。

普及率と計画人口、処理人口、整備率の認可区域と整備面積について伺いますが、整備率は令和4年度87.5%、令和3年度86.6%と比べて増えています。整備面積も同様に増えています。令和3年度末に事業計画区域面積を拡大したと伺いました。当初の目的と比べてどのように評価されているのかということと、もう1点の質問として、普及率も令和4年度80.7%、令和3年度79.9%と増えています。同じくこの増加についてどのように評価するか教えてください。

○鈴木委員長 川又技監兼下水道整備課長。

○川又下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの中庭委員の御質問についてお答えいたします。

目標と比べてどうなのかという御質問でございますが、水戸市第6次総合計画の計画期間である令和5年度末までに下水道普及率81%を目指して整備を進めてきたところでありますが、令和4年度末で80.7%になっておりまして、令和5年度までの目標達成は残念ながら難しい状況でございます。これにつきましては、近年の人件費、材料費ともに上昇傾向にあったこともありまして、工事費に影響して、予定していたより整備が進まなかったことにより、目標に至らなかったと評価しております。

続きまして、令和3年度末に整備率が減少した原因につきましては、令和3年度末に事業計画面積を拡大した影響によるもので、分母となる事業計画面積が5,561ヘクタールから5,736ヘクタールになったもので、整備率が減少した原因となっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。

今後とも整備と普及に努めていただきたいと思います。

それでは、水洗化率向上についての質問です。資料の3ページです。

昨日、ほかの委員さんも質問されていましたが、自分で下水管に接続しなくてはならないと。資金面や、浄化槽を使用している御家庭では接続をためらう方がいるのではないかなと考えました。水洗化率向上に向けた取組として、打越委員も質問されていましたが、その答えとして改造資金利子補給金をというお話がありました。これを利用された件数を教えてください。

○鈴木委員長 久木崎下水道計画課長。

○久木崎下水道計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

近年の利子補給の実績といたしましては、低金利などの影響によりまして、制度の利用がない状況となっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 一番最後は何年に利用されましたか。

○鈴木委員長 久木崎課長。

○久木崎下水道計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

一番最後で平成23年度でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 現在の利子がとても少ないということですかね。水洗化率は100%になると3億円の増収が見込めると、昨日の答弁でもありました。利子へ補充だけではなく、助成金を含めた制度の見直しが必要だと感じました。先ほど田中委員から下水道の消費税の額、約3億円ちょっとというお話がありましたが、100%を目指して増収が見込めると、この分はカバーできるのではないかなと思いました。

次の質問です。企業債について、8ページです。

水道の企業債についてと同じような感じだと思うんですけども、利子がちょっとやっばり高いと。年間の利子を考えると大分高額で、借換えを実施する考えはあるのかということで、あと対策など考えをお聞かせください。

○鈴木委員長 大谷下水道総務課長。

○大谷下水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

利率が高いものについての対策につきましては、先ほどの水道部さんの御説明と同じになってしまうんですが、同じ企業債ですので制度は同じになってしまうのですが、借換えを行う場合には、基本的には将来かかる利息分の補償金というのを一括で支払う必要が生じてまいりますので、その補償金を計算しますと、やはり借換えをするメリットがないというのが今の分析でございます。

補償金の免除制度というのが国で以前ございまして、補償金の免除がされればそのような借換えをするメリットはあると考えているのですが、国のほうではやはりそういった補助金の免除制度というのは、公営企業としてはふさわしくないのではないかなというような意見が出されておまして、しばらくそのような制度は実施されていないという状況でございます。

ただ、水戸市といたしましては、やはり利率の高いものの公債費の負担というのはございますので、補償金免除の制度の実施につきまして国のほうに、下水道協会という全国的な組織がありますので、そちらを通して補償金免除制度の実施について要望を続けている状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 ありがとうございます。

もう5%は3件あったのが、残高ゼロになったということで、今まだほかに利率が3%、4%のものがあろうと思うんですけども、この現在の利率で借り換えたとしたら幾ら軽減できるのか教えてください。

○鈴木委員長 大谷課長。

○大谷下水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

仮に3%以上のものを現在の利率で借り換えますと、直近の民間資金の利率が0.7%でございましたの

で、そちらで計算しますと、利子の削減額は年間で約3,300万円、償還終了までの総額で約7,500万円となります。

以上でございます。

○鈴木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今後とも国や関係機関に働きかけて、負担の軽減に向けた努力をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○鈴木委員長 それでは、中庭委員の通告に関する質疑があれば。

安藏委員。

○安藏委員 時間がないので3点くらい、ちょっと質問させてもらいます。

1点目、ちょっと聞き慣れない言葉が出たものですから聞きたいんですけども、非強制徴収債権の放棄という言葉が出ていまして、水道部で2,052件、725万7,480円、これ何か関係あるのかな。あと81件、31万3,577円、それが第6条第1項の4号とか1号とかあるんですけども、この件の数字は決算に関係あるかな。あったら教えてください。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの安藏委員の御質問にお答えをいたします。

まず、非強制徴収債権、これにつきましては、お金を滞納している方、この方に強制的に、税金とかと違いまして水道は私債権なので、債務名義を裁判所等で手続を取って、それで債務名義というのを確保した上でその次のステップ、例えば差押えですとか、そういった形で進むような債権を非強制徴収債権というような形で申しております。

多分、その不納欠損の数字のお話をしていたんだと思うんです。これは私どもの持っている債権を、お支払いいただけないのでこれをどうするんだということで、強制徴収債権ですと持っているんですけども、私どものほうで勝手になくせないで、水戸市の債権管理条例という収税課のほうでつくっている条例があるんですけども、その中で非強制徴収債権、それについて、じゃ、どういうふうな形で処分をしていくかというルールが定められております。その中で適応する条項、条文が記載されています。

水道部のほうで対象となるのが、住所が不明になった方が多いございます。これは私どものほうで追うんですけども、やはり滞納者の方で水道を止める際に、今度はどこに行きますかという確認をさせてもらうんですけども、黙って行っちゃうような方がいらっしゃるのがまず1点と、例えば次、日立に行きますよということでしばらくの間、連絡はつくんです。ただ、またそこから出ちゃうと今度連絡が取れないので、そういうような方がいるので、不納欠損の大部分はそういった住所不明でちょっともう追えなくなった方。そういうような方が対象になります。

あともう一つ今年上がっているのが、自己破産ですとか、会社のほうの倒産ですとか、そういった形で法的にちょっと無理ですよというような債権について、不納欠損の対象として数字のほうを上げさせてもらっております。

○鈴木委員長 安藏委員。

○安藏委員 丁寧な御説明ありがとうございました。

ただ、なかなか聞いても分からない話で、随分あるんだなと思って、2,052件は多いですね。

次に移ります。

災害時の水道部の対応のことが14ページと29ページにそれぞれ記載がされておまして、本当に私も3.11のときにいろんな現場を見てきたものですから、水道部だけの話じゃないよなということで見ておりました。といいますのも、水道部だけでこの災害時の水の対策はできるとは、私は正直言って思っていないです。それは生活安全課だと思うんですけども、災害復旧井戸、あるいは環境保全課になろうかなと思うんですけども、湧水。

ちょっと委員長、話がずれたら止めてください。

実は、笠原水源のこと、私、こだわっているんですけども、3.11のときに物すごい人が並んで、あそこで給水をしていました。もう一点、私、内原なんですけれども、内原地区の市民センターへ給水車が来ました。なかなか並んでこれも出ない。しかし、調べてみたら、内原地区の中の小学校の水道が物すごく水が出たということを、私も現場で見ているんですよ。それは教育委員会の話なのかな。あと一点、そういう部分も含めてこの災害対策の話は、別に組織というか、あるんですよね。今日は水道部だから、水道の決算だからそういう話になっているというだけの話だと。

○鈴木委員長 今のお話の中で、様々な課に係っていると思いますので、やはり水道と下水道でお答えできる部分について。

○安蔵委員 震災の話が出てきたので、応急活動体制と応急給水体制ということで、わざわざ2枚にわたって、2ページにわたって書いてあるんですけども、1つにならないの。わざわざしなかったの。

○鈴木委員長 畑岡課長。

○畑岡水道総務課長 ただいまの安蔵委員の御質問にお答えをいたします。

請求資料の14ページ、29ページの資料の違いといったところだったかと思うんですけども、まず14ページを御覧いただきたいんですが、こちらが水道部におけます災害時における応急活動体制ということで、災害が起きたときに水道部や管工事業協同組合、さらには市民であったり、市民センターの職員、業者、関連する災害活動を行うに当たって関係する組織団体等があるかと思うんですが、そちらの役割を全体的に網羅する形でお示ししたのが14ページになります。

この中の右側の中段に、仮設給水所（市民センター）というふうに書いてある部分があるかと思うんですけども、仮設給水所（市民センター）というトラックの絵が描いてありました給水タンクがある。こちらの仕組みについて詳細を記載しているのが29ページになるところでございます。こちらは市民センターにおけます応急給水体制について、給水活動に特化した仕組みを御説明させてもらっている資料になりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 すみません。あと1分切りましたので。

○安蔵委員 終わります。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

マーサー川又委員。

○マーサー川又委員 ちょっと身も蓋もないような発言、ちょっと手短にさせていただきます。

水洗化率１００％を目指すことにおいて３億円の増収が見込めるという話でした。私、その１００％を目指すということ自体が、今後の水戸市の下水道の事業において、自分たちの首を絞めるのではないかってちょっと思っております。もう市街化区域とか商業地域であれば当然なんですけれども、辺境の場所にこれからもずっと上下水道を張り巡らすのを１００％目標にする、３億円プラスになるという、単純な、民間的な発想でいくと、今、人口減少の中に入っている中で、その維持管理も含めて、後で我々自身の首を絞める目標を設定しているのではなかろうかという疑問が、非常に本質的な疑問に、今、とらわれておりますので、そこら辺をちょっと御検討いただきたいというふうに思います。答弁は特に要りませんので、必ず我々の首を絞める結果になるのではないかとちょっと思っておりますので、頭にとどめていただければと思います。

以上です。

○鈴木委員長 では、御意見としてお伺いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、中庭委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、暫時休憩します。

午前１１時４１分 休憩

午後 １時 ０分 再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

引き続き、通告に基づく質疑を行います。

それでは、萩谷委員から発言を願います。

萩谷委員。

○萩谷委員 萩谷でございます。

それでは、まず水道事業会計から質問させていただきます。

まず１点目でございますが、水道事業の収支状況やその要因について、特に財政健全性の観点からお伺いさせていただきます。

水道事業の財政健全度は、自己資本比率や借入金返済比率などの指標で評価することが重要と考えられます。決算資料９番の２０ページを見てみますと、企業債残高の規模を示す企業債残高対給水収益比率は、４２７．２４％となっております。給水比率に対して約４倍の企業債残高となっております。本市において、財政健全度を向上させるため、現在、どのようなことが課題となっているのか、また、どのような施策が必要となるかについて教えていただければと思います。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えをいたします。

ただいま委員から御指摘のありましたように、企業債残高対給水収益比率、こちらが４２７％を超えている状況でございます。こちらにつきましては、全国平均ですと２８５．３％という数字になっておりまして、本市におきましては、全国と比べまして高いポイントになってございます。

これは、１年間の給水収益に対しまして、企業債がどれぐらいあるよというような数字でございますので、

非常に企業債の割合が高いというような形を示しておりますので、どうしても企業債に頼った部分が多いように感じます。しかしながら、水道におきましては、安全な水を市民の皆さんにきちんとお届けするためには、やはりその施設の改修ですとか、管路の整備、昨日までも説明をさせていただきましたが、耐震化ですとか、老朽管の更新など、その施設に係る部分について、どうしても費用がかかっている状況にあります。

費用の部分の資産の部分、資本的収入及び支出のほうではどうしても歳入のほうが不足してしまいますので、3条予算と呼ばれる収益的収入、収支、こちらのほうで純利益を出して、そちらのほうに充てますよというような形で、これは認められている部分でありまして、その水道料金の市民負担の部分と、あとは私どもで、安全な水をお届けする部分の開始に要する費用、このバランスを見ながら、やはり水道事業のほうを進めていかなければならないというふうに考えております。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 お答えいただきました。ありがとうございます。

特に、水の需要というのは、人口がもう減り出していますよね、水戸市の場合。そうすると料金収入のほうで上げていくというのはなかなか難しい現況もあるかと思います。そういった中で老朽施設の対応というのをどういうふうにやっていくか。次から進む質問のほうでお伺いしていきますが、こういったところの課題ということで認識いただければと考えています。

それでは、次に、水質の改善及び供給安定性向上の取組についてお伺いしますが、令和4年度の水道事業で供給された水の質、あるいは水量についてお伺いいたします。

現在、水質の改善、あるいは供給安定性の向上に向けて、本市においてはどのような取組がなされているのか、決算書に基づいて具体的にお答えいただければと思います。

○鈴木委員長 林事務所長。

○林浄水管理事務所長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

まず水質についてなんですけれども、初日にお配りいたしました決算参考資料の23ページ、24ページを御覧願います。

こちらが令和4年度に実施しました水質検査結果の一覧となっております。左縦に並んでいます項目が水質基準の項目となっておりますので、右側に開江配水系とか楮川配水系と書いてありますのが、市内の各配水エリアごとの区分けになっています。こちら毎月1回、年間ですと12回、検査を実施いたしまして、水質基準値に適合していることを確認しております。

次に、供給の安定性についてなんですけれども、こちら昨日、森委員のほうで御説明いたしましたとおり、浄水施設の耐震化を進めております。配水池についてはある程度完了していると考えておりまして、浄水施設について、現在、開江浄水場と楮川浄水場の耐震化に向けて、工事及び設計業務を、令和4年度は実施いたしました。

また、昨年度の実績じゃないんですけれども、ほかに停電に備えまして自家発電設備の整備でありますとか、あと、最近ですと洪水などもありますので、取水施設の浸水対策などを行いまして、安定して水道水を供給できるように努めております。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 水質改善については、これは基準が満たされれば大丈夫というような考えで、例えば水戸の水を全国一の水質にして、選ばれる都市にしていくとか、そういったことに基づいて何かやっていくみたいないところはあるのでしょうか。

○鈴木委員長 林事務所長，答えられる範囲で。

○林浄水管理事務所長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えします。

水質の改善についてなんですけれども、水道法上は、先ほどお話ししました23ページ，24ページにある水質基準をクリアしていればよろしいという水道法がまずあります。さらにおいしい水を供給すればたくさん水を飲んでいただけるという考えで、平成の初期の頃ですと大都市の東京ですとか大阪のほうで、利根川とか琵琶湖の水はちょっと臭いがするとかそういう不安があつて、蛇口離れといいますか、水道の使用料が落ちたときがありました。そのときに活性炭であるとか、オゾンであるとか、水の臭いを取り除くとか、そういった高度浄水と言われるものを大都市では導入して、水質の改善に努めているという事例はございます。

水戸市についてなんですけれども、水戸市は那珂川の水を利用しておりまして、東京、大阪のようにあまり臭いがするとかそういったことは、平成の初期の頃はございませんでしたので、そういった取組はしておりません。そういったカビ臭に対して、時期は限定されるんですけれども、問題が発生してきましたので、現在、活性炭注入設備を整備するように努めております。

以上です。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ありがとうございます。

水戸の水については、例えば水戸水だとか、ペットボトルなんかでも販売してしまして、これ特に通告のときに言っていないので、この実績などはお聞きしませんけれども、やっぱりそういう意味では水戸の水のブランド化みたいなことも目指してやっていくといいのかなというような気もしております。

それでは、次に、水道の施設とか、施設の保守や更新に関する実績についてお伺いいたします。

この件については、これまでの質疑で老朽管の更新について質疑がございましたが、私のほうから、水道管のメンテナンス、こういったものが現在どういった取組がなされているのか。また、令和4年度においては具体的にどれくらいの金額がかかっているのか。こういったことについてお聞きできればと思います。

○鈴木委員長 川野輪課長。

○川野輪給水課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

施設の補修，改善状況につきましては、水道の漏水を少なくするために、給水管路漏水調査，緊急漏水調査及び宅内の漏水調査，3点を専門調査会社に委託し、地表面に現れない地下水の漏水も含めた漏水を早期発見，早期修理に努めているところでございます。金額に対しましては、予算額3,178万8,000円，決算額3,321万4,750円となっているところでございます。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ありがとうございます。

あと、昨日、森委員さんのほうからもアセットマネジメント計画などのお話もありましたが、老朽化した

施設の更新については、この計画に基づいてやっているということなんだと思うんですが、具体的に、これはエリアを決めたりして計画的に取り組んでいるものなんでしょうか。

○鈴木委員長 林事務所長。

○林浄水管理事務所長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えします。

施設なんですけれども、施設ですとエリアと申しますよりは、浄水場ですと開江浄水場と楮川浄水場、2つの浄水場がございます。これら2つでほぼ水戸市の使う水全ての生産を行っていますので、必要な水量を生産できますように、浄水場、系統が分かれておりまして、沈殿池が3つであるとか4つに分かれておりまして、その系統ごとに更新を行いまして、安定供給に支障がないように計画的に事業を進めまして、施設の更新などを行っている状況であります。

以上です。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ありがとうございます。

それで、さっきも申しましたことなんですが、人口減少が進んで水の需要が減少していく一方、施設の老朽化というのはどんどん進んでいくわけです。こうした水道システムの維持管理について、現在、本市としてどのようなことが課題であると認識されておりますでしょうか。

○鈴木委員長 林事務所長。

○林浄水管理事務所長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

施設の維持管理を通じまして、確かに使用量が減ってまいりますので、更新の際には、ダウンサイジングと申しまして、施設を少し小さくするとか、ポンプの台数を少なくするとか、そういったことが一般的に行われておりまして、今後、大規模な施設の更新であったり、そういったことがあるときは、ダウンサイジングを含めて、もちろん安定供給に支障がない範囲でダウンサイジングをして、余計な支出を伴わないような施設更新を行っていきたいと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ありがとうございます。

それでは、次に移ります。

令和4年度における水の需要と供給の調整について、どんなふうに行っているかというところをお伺いしたいと思っているんですが、本市では水の需要、季節的なものとか天候不順とかいろいろなことで変化していくんじゃないかと考えているんですが、どのような対策を講じておりますでしょうか。また、節水対策プログラムみたいな、こういう渇水に対する対策みたいなものというのは、水戸市においてはございますでしょうか。

○鈴木委員長 林事務所長。

○林浄水管理事務所長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えします。

まずは、水需要の変化に対する対応なんですけれども、決算書の31ページを御覧願います。

令和4年度なんですけれども、下から2番目の表なんですけれども、1日最大配水量が9万6,455立

米を記録いたしました。それに対しまして、2つ上にあります1日平均配水量、こちらが8万8,822立米を記録しております。差としましては、7,633立米、1日当たりでございまして、平均に対して最大が約8.6%増えた状況でございました。

日によって配水量というのは変化がございまして、浄水場というのは、1日当たりどれだけの水を生産できるかということで建設されて、運用のほうも行っております。それに対しまして、実際の水の使用というのは、時間当たりですとか、もっと細かく言えば、1分当たりとか1秒当たりで使用料が増減がございまして、市内の各所に配水池が8か所、全部で12の配水池がございまして、こちらが日本水道協会の設計指針では、1日当たりの配水量の12時間分以上のものを備えるというように決まっております、水戸市もそれにのっとって施設の整備を行っております。

配水池へある程度水道水をためておきまして、使用の多いときはその配水池の水を使って、夜間などの使用の少ない場合、そういったときに水を補給してあげるというような運用を行って、安定供給を図っているというような状況でございます。

以上です。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ありがとうございます。

本市においては、この節水対策プログラムというものは特には設けてはいないというところでしょうか。

○鈴木委員長 林事務所長。

○林浄水管理事務所長 すみません。失礼しました。

節水プログラムについてなんですけれども、特に、節水というのは使用量が減ってしまいますので、ふだんは当然、推奨はしていないものなんですけれども、当然、渇水の場合は節水を行っていただかないとなかなか困ってしまうということで、水戸市というよりは、河川管理者であります国土交通省の常陸河川国道事務所のほうで、那珂川の水量に応じまして、水戸市に限らず、那珂川の水を利用している農業用水ですとか、工業用水、もちろん水道もなんですけれども、そういった利用者で協力しまして、市民や事業者の方に節水と呼びかけるというようなロードマップがございまして、それに基づいて広報を行うような決まりがございました。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ありがとうございます。

本市の場合、水の都と言われるくらいで、なかなかこういった問題もないかもしれませんが、いざというときのそういった備えも大切かというふうな観点から質問させていただきました。

それでは次に、水道事業の環境への影響とか、持続可能性について、どのような対応を講じているかについて伺いいたします。

本市においては、水資源の保護やエネルギー効率の向上に向けて、令和4年度、または過年度において何か取組のようなものは行っていますでしょうか。

○鈴木委員長 林事務所長。

○林浄水管理事務所長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えします。

エネルギーの効率化についてなんですけれども、水道事業については、もともと大量の電力を消費するというので、施設整備の段階からあまり電力を使わないようにというような考えを持ちまして、施設の配置などを考えております。

水戸市についてなんですけれども、地形的に西が高く東のほうがかたがた低くなっているという地形の特性がございますので、まず、浄水場を地形の高い西側に配置いたしまして、そこからだんだん配管網を東に広げていきまして、自然流下でポンプの圧力をあまり使わないようにということで、配水管の整備を行っております。

また、常澄地区とか内原地区につきましては、一部でポンプを利用して配水を行っておりますが、インバーターポンプなどの電力量の消費が少ないものを使うようにして、電力量の削減に努めているところであります。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 分かりました。ありがとうございます。

こういったこともこれからの課題にはなってくるかと思ひまして、ちょっとあえて質問させていただいたところでございます。

水道のほうの最後ですけれども、水道料金の適正化についてお伺いさせていただきます。

これまでのお話でいいですけれども、料金の設定プロセスとか、市民への説明というのはどういうふうに行っているものなのか。また、料金の公平性について、どういうふうな配慮を水戸市としては行っているのかということについて、まず、お聞きします。

○鈴木委員長 畑岡課長。

○畑岡水道総務課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

料金設定のプロセスということで、手続の話かと思うんですが、料金を設定する際の手続につきましては、現在の料金設定については、令和2年度から6年度までの5年間の料金の算定期間といたしまして、令和元年度に設定をしているところでございます。

料金の設定に当たりましては、最終的には議会や水道事業及び下水道事業審議会という附属機関にお諮りをいたしまして、決定をしているところでございます。

そこにお諮りをするまでの過程でございますが、令和元年度に水戸市水道事業会計経営戦略を策定しております。その中で、まず、投資試算と財源試算というものを行っているところでございまして、まず、投資試算につきましては、アセットマネジメント2020に基づき、事業の重要度、優先度を設定しながら平準化を行ひまして、15年間の事業費を約462億円と試算したところでございます。

また、その事業を実施するために、財源試算というものを行っておるんですが、将来におけます水需要を予測した上で、人口減少などに伴ひ、給水収益が今後も減少していくと想定してございます。そういった試算をしたところ、先ほどの462億円という事業費を実施するには、財源が不足するということが明らかになったところでございます。これを踏まえまして、経営改善合理化を徹底した上で、原価を基に料金を設定したという経緯でございます。

なお、市民負担の公平性などの観点から何か実施していることはあるかという点につきましては、料金の

体系といったところで見直している点がございます。

まず、基本水量の設定につきましては、前回令和2年度の料金の算定に当たって、8立米から6立米に見直しをしているところでございますが、こちらもやはり基本水量というのがそこに満たない使用者にとっては不公平感があるという御意見も多々いただいておりますので、そういった観点から、基本水量ゼロトンに向けて、今、段階的に取組を進めているところでございます。

なかなか急激にゼロトンに見直しをしてしまいますと、それによります減収の影響が、他の使用者に大きく及ぼしてしまうので、そこは時間をかけながら、見直しの都度、体系の一つとして見直しているところでございます。

また、本市におきましては、水道料金の設定に当たっては過去からの経緯があって、多く使っていただく方に高い料金を負担していただくという逡増型という料金設定になっておるんですが、そこにつきましても公平性という観点から一律の料金単価に将来的にはしていきたいというふうに考えているところでございまして、そういった中、逡増度についても少しずつ段階的に1倍に近づけていけるように、市民負担の増加は極力最小限に抑えた形で、そういった制度が実現していけるように取組を進めているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 本市では、令和2年度に水道料金の見直しを行っているわけですが、その辺りの成果みたいなものは市のほうでどう評価されているか、お答えできますでしょうか。

○鈴木委員長 畑岡課長。

○畑岡水道総務課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

料金の適正性についてかと思うんですが、再三御説明をさせていただいておりますとおり、今の料金設定については、コロナ禍前の環境で料金を算出しているところでございます。そういった事情から、需要がコロナ禍によって伸びたという動向もございますが、決算書の20ページを御覧いただきたいんですが、その20ページの上段の2段落目に料金水準の妥当性を表す料金回収率という指標がございます。こちらは103.78%となっているのがお分かりかと思いますが、この指標につきましては、実際に収入した経費の割合に対しまして料金水準の適正性を示しているんですけれども、本市におきましては100%を超えているという状況でございますので、適正であると考えております。

以上です。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。

それでは、下水道事業会計のほうに移らせていただきます。

まず、こちらも同じような質問なんですけれども、下水道事業の収支状況やその要因について、特に財政健全化の観点からお伺いいたします。

下水道事業の健全度についても、自己資本率とか、借入金返済比率などの指標で評価することが重要と考えます。そこで決算資料⑨を見ますと、75ページですけれども、企業債の残高の規模を示す企業債残高対

事業規模比率が、これが1,808.12%です。これは使用料収入に対して約1.8倍の企業債残高というふうになっています。本市において財政健全度を向上させるために、現在どのようなことが課題になっているのか、また、どのような施策が必要になるかについてお答えください。

○鈴木委員長 大谷課長。

○大谷下水道総務課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

お示しいただきました決算書の75ページの経営指標に関する事項の部分で、一番下にあります企業債残高対事業規模比率についての御質問でございますが、こちらの比率につきましては、まず、年度末時点の企業債の残高を、営業収益——主に下水道使用料ですが——で割って算出される指標でございます。使用料収入に対する企業債残高の割合を示すことで、企業債残高の規模を表す指標となっております。

令和4年度の決算における本市の企業債残高対事業規模比率は1,808.12%となりまして、令和3年度と比較しますと14.06%の減少となっております。こちらは、類似団体につきましてはその平均が、ちょっと令和3年度の数値になってしまうんですけども、928.15%となっております。全国平均ですと746.42%という状況でございます。

これらの平均と比較しますと、水戸市の1,808という数字はかなり大きなものとなっております。こちらはやはり下水道事業が抱える企業債残高の大きさを表していることになっていると考えております。こちらについては、こちらに伴って企業債の償還額が毎年やはり大きな額となっている状況でございます。下水道事業といたしましては、経営の健全化のために、まず企業債の発行額を抑制することによって、この企業債の残高をどんどん縮減させて、それを行うことによってこちらの比率の改善を図ってまいりたいと考えてございます。その取組をこれまでも続けてきたところでして、毎年こちらの比率についても減少を続けておりまして、今後につきましても減少を続けていくという見通しでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 下水道についても企業会計ということでございますので、この辺りの努力をよろしく願い申し上げます。

次の質問のほうに移ります。

こちら整備状況及び普及率ということです。既に普及率や整備率については、当委員会で質疑がなされておりますが、ただ、ちょっと私のほうで確認したいのは、これは全国平均並みといえるような状況なのか。また、類似している他市と比較してどのようなのかということについても、本市の見解をお伺いできればと思っています。また、普及率や整備率を向上させるため、今、本市としてどのようなことが課題であると認識されておりますでしょうか。

○鈴木委員長 川又課長。

○川又下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

まず、普及率と整備率でございます。

令和4年度末の普及率につきましては、住民基本台帳人口に対する処理区域内人口の割合を示しておりまして、令和4年度末の処理区域内人口21万7,206人を、住民基本台帳人口26万9,196人で割りま

して、普及率は80.7%となっております。令和3年度末の79.9%から0.8%の上昇となっております。

また、令和4年度末で下水道普及率の全国平均は81%でございますので、水戸市の状況といたしましては、ほぼ全国並みの普及率となっております。

普及率の向上につきましてですが、今後、人口減少等もありますので、その辺も勘案しながら、早期普及率の向上に向けて整備を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ちょっと決算なのでどこまで聞けるかというところもあるんですが、本市としては、この普及率というのは大体、目標的には達成されているというような認識なんでしょうか。

○鈴木委員長 令和4年度時点ですでね。

○萩谷委員 はい。

○鈴木委員長 川又課長。

○川又下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

令和4年度末で79.9%から80.7%となっておりますので、全国平均の81%に近い数字でありますので、普及率がほぼ全国並みとなっております。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ちょっと決算なのでこれ以上のことはやめておきますが、向上について、整備率も含めて進めていただければと思います。

それでは、次に移ります。

令和4年度における下水処理のプロセスの効率性とか、改善策とか、そういったことについてちょっとお聞きできればと思っております。

まず、下水処理の環境への影響とか、あるいは持続可能性については、現在、本市ではどのような取組がなされているのか、また、処理プラントの稼働率、あるいは水質の改善についてどのような取組がなされているか。またさらには、この排水の浄化プロセス、あるいは水質の基準への適合、環境保護に対する取組について、どのようなことが行われているかについて、具体的に教えていただければと思います。

○鈴木委員長 渡邊事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの萩谷委員からの御質問にお答えいたします。

まず、下水処理の効率性とか環境系に関しましての影響の考え方なんですけれども、まず、下水処理は水道と真逆でございますので、公共水域の水質保全をするために、水戸市には3か所あるんですけれども、終末処理場の排出基準というのが、河川に排出する排出基準というのがありまして、少し詳細に説明いたしますけれども、水戸市浄化センターは、標準活性汚泥法、そういう下水処理方式を採用しております。汚水を川に流すためにどのようにしてきれいにしているかといいますと、簡単に空気の力と微生物の分解力によって、汚泥、汚水を水質基準、例えば下水道、細かく言いますと、下水道法施行令第6条及び下水道施行規則第4条の2、または茨城県の水質汚濁防止法というのもありまして、それに基づきまして放流する基準を定め

ております。

それで、水戸市浄化センターの、桜川に放流しているんですが、排出に関しましては、まず、ペーハー、pHというのがありまして、酸性とかアルカリ度を示す指標なんですけれども、5.8以上8.6以下という基準が法律上、定められております。また、BODといいまして、微生物が汚水を分解するために、どうしてもその微生物に酸素を要求する量が定められておりまして、それはBODといいまして、日本語で言いますと生物化学的酸素要求量というんですけれども、それは1ミリリットル当たり15ミリグラム・パー・リットルになっております。また、最終的に汚水の中に浮遊する物質……

〔「事業の説明だろう。4年度はどうしたんだよ」と呼ぶ者あり〕

○渡邊下水道施設管理事務所長 令和4年度に関しましては、法律基準に基づきまして、放流水質は法律基準内のペーハーが7.0、BODが4.9、SSが3、大腸菌もあるんですが、大腸菌は3,000ミリグラム・パー・リットル、平方センチメートルに換算しまして1です。なので、放流水質の基準を法律上、賄っているということになっております。

2点目でございますけれども、下水道事業を持続可能的に運営していくために、施設の老朽度に関しましては、これから20年先、30年先に関しましては、今の老朽化に関しまして、スピードが4倍から6倍以上になっていきますので、それに起因する収入が限られている中でストックマネジメント計画という概念を使いまして、まず、令和4年度の末において管きよの延長は1,295キロメートル有しております。また、本市で老朽化した施設につきましては、今後、建て替えなどもあるため、20年から30年後に老朽化のピークを迎えることとなります。

その状況を踏まえまして、令和3年度以降に関しましてはストックマネジメント計画を移行しまして、施設ごとではなくて下水道全体を捉えまして、限られた財源の中で下水道事業の持続可能性を確保するために、施設の重要度や緊急度に基づきまして優先順位をつけながら、下水道的には100年程度の中長期計画を令和元年度に策定しております。その中で、短期的な5か年のストックマネジメント計画の中で、将来増大する老朽化施設や設備を事前に点検、調査を行いまして、施設の健全性を確認して、下水道施設に関わるリスクの低減を図りながら予防保全的な改築を行いまして、年間当たりの改築事業費の抑制と平準化を図ってまいります。

また、令和4年度の実績なんですけれども、ちょっと決算書の90ページを御覧ください。

表の上から7行目に、先ほど水戸市浄化センターの中にいろんな設備がありまして、空気を送るための設備がございます。名前的に国補公共下水道水戸市浄化センター4系反応タンク機械設備改築工事とありますけれども、処理場のエネルギーを省エネ化して効率化するために、水道部さんでもありましたけれども、機械の運転の制御にインバーター方式の技術を採用しまして、なるべく入ってくる汚水に関しまして省エネ化するように回転する制御を行いまして、電気代の削減を図ることによって維持管理費の低減を図ることを前提として改築を行っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 御丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。こういった環境保護なども含めた

対応というのも、これから非常に重要になってくるかと思っております。

それでは、4番目ですが、施設の保守及び改善の状況についてお伺いさせていただきます。

下水道のパイプだとかポンプ、あるいは設備などの保守や更新に関する令和4年度の実績についてなんですが、まず、下水道インフラの状況とか改善について、あるいは下水処理施設の老朽化対策への取組、あるいはどんな施設に対して老朽化対策を行うのが妥当と、現在考えておられるのか。あるいはそこで必要になる費用や効果について、答えられる範囲で結構ですが、お願いいたします。

○鈴木委員長 渡邊事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

施設の管きょなんですけれども、適切な維持管理について、本市の下水道は相当な年数が経過しております。管きょ老朽化も進んでいることと思います。その中で令和4年度、既に下水道管の総延長は1,295キロメートルとなっております。このうち下水道管の耐用年数である50年を経過した下水道管の延長は74.6キロメートルとなっております。総延長に対しまして5.8%となっております。

令和3年度から令和7年度までの5か年で実施しているストックマネジメント計画では、4.8キロメートルの改修の必要がありまして、令和4年度は1,557メートルの改修を実施いたしました。改修に必要な予算額は6,486万円で、実施額は4,457万2,000円でございます。

詳細な内容につきましては、管の内面を補修する管更生工事、またその部分更生工事、またその管の一部のクラックなどを補修する部分修繕工事となっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 老朽化対策というのは、非常に大切なことになってくるかと思しますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、水道と同じように、下水道料金の適正化についてもお伺いさせていただきます。

こちら料金設定のプロセスとか市民への説明、あるいは、料金の公平性について、どのようにお考えになっているのかお伺ひいたします。

○鈴木委員長 令和4年度の部分でよろしいですね。

○萩谷委員 はい。

○鈴木委員長 大谷課長。

○大谷下水道総務課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

下水道使用料の料金体系の決定のプロセスについてですが、こちら現行の料金につきましては、平成28年度に改定を行っておりまして、その28年度の改定に当たっては、27年度に水戸市の使用料等審議会というのがございまして、そちらに諮問をさせていただきまして、その上で市議会において議決をいただいております。

料金の適正性につきましては、茨城県内のほかの団体の状況を御説明いたしますと、茨城県内の下水道事業を実施している団体の平均の使用料なんですけど、それが3,011円、約3,000円となっております。それに対して水戸市はこちらの、1か月で20立米使った場合の料金になるんですけど、1か月で20立米使

った場合の料金が、県内平均が3,011円のところ、水戸市は2,989円となっておりまして、県内平均と同程度の使用料設定となっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 平成28年度ということで、今後どういうふうになってくるか。ちょっと決算なのでそこまではちょっと立ち入りませんが、その辺り適正に進めていただければと考えております。

最後に、自然災害等への対応についてもお伺いさせていただきます。

令和4年度における台風や自然災害への下水道事業の対応策についてお伺いいたしますが、本市において災害時のインフラ保護、あるいは復旧計画について、どのような取組がなされておるのかお伺いします。

○鈴木委員長 渡邊事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

下水道のインフラに関しましては、近年のゲリラ豪雨も含めて、台風も頻発しておりまして、河川の水位の上昇が、昨今大きくなってきておりまして、終末処理場は河川近くにある場所もあります。下水道施設の対策としましては、耐水化するために令和4年度中に委託を検討しておりまして、今後の中長期的な下水道施設のインフラを守るために、河川決壊から守るために、耐水化工事の検討を令和4年度からしているところでございます。

決算資料の90ページの上から5行目に、国補公共下水道水戸市浄化センター耐水化実施設計委託というのがありまして、この考え方を簡単に説明いたします。

この中で国土交通省より、令和2年5月に下水道の浸水対策の推進についてという文書が発出されまして、下水道施設の耐水化が国から求められております。本市におきましては、下水道処理場やポンプ場の機能停止を防ぐことを目的に、設定した浸水深に対しまして対策案及び施設整備の優先順位を検討し、水戸市下水道施設耐水化基本計画を令和3年度に策定いたしました。令和4年度に今のこの詳細設計を行いまして、令和6年度以降、第7次総合計画の中で耐水工事を順次進めてまいる予定でございます。

現在の検討内容につきまして、処理場3施設とポンプ場9施設がある中で、処理場2施設、ポンプ場3施設につきましては耐水化が必要となっておりますので、順次、耐水化を行っていく計画でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 分かりました。

また、ちょっと下水のほうについては、雨水排水の件もありますが、ちょっと最初のヒアリングでそこまで立ち入っていませんので、この辺りで私のこの質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○鈴木委員長 それでは、萩谷委員の通告に関連する質疑がありましたら発言を願います。

よろしいでしょうか。

以上で、萩谷議員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、以上をもちまして、当委員会に付託されました認定第2号の質疑は全て終了しました。

本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお，次回の委員会は，明日午前１０時から開会したいと思います。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして，本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 １時５１分 散会